

# 労務通信

2021.5月号

## 職場における新型コロナウイルス集団感染事例にみる感染予防対策



### ◆まん延防止等重点措置の適用地域が拡大

4月5日から宮城県、大阪府、兵庫県の一部地域、加えて12日からは東京都・京都府・沖縄県の一部地域のまん延防止等重点措置が適用されています。さらに20日からは愛知・埼玉・神奈川・千葉4県の追加が決定され適用地域は10都府県になります(4月16日現在)。特に、1月31日時点では日に5例の報告であった変異株への感染が、3月31日には23例に増える等、従来型より感染力が強いとされる変異株への感染増加が懸念されています。

### ◆職場における集団感染はどこで発生している？

厚生労働省がまとめた「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に係る職場における集団感染事例」では、次の4つの事例が紹介されています。

- ・事業場(執務室)
- ・事業場(休憩スペースや社員食堂等)
- ・事業場外(外勤時や移動時)
- ・事業場外(勤務時間外等)

### ◆執務スペース以外の感染対策

多くの労働者が同時に休憩を取ったり更衣室の消毒が不十分であったり、食堂の飛まつ対策が不十分であったりしたために集団感染が発生しています。対策としては、休憩時間等を分散したりスペースの消毒を定期的実施したり、入退室後の手洗い・手指消毒を徹底したりするなどがあります。また、食堂における感染防止対策としては、座席数を減らす、座る位置を制限する、会話をしない、昼休み等の休憩時間に幅を持たせる、などがあります。

### ◆外勤時や移動時の感染対策

研修など宿泊を伴う業務において、集団活動や生活する場で密集していたことが原因で集団感染が発生したり、複数の労働者が車両で移動し、同乗した複数の労働者に感染が見つかったりしています。対策としては、3密回避やマスクの着用、手洗い・手指消毒といった基本的な対策に加えて、日常生活用品の複数人での共用は避けるなどがあります。また、車両での移動についても、人との間隔を空け、マスクを着用し、換気を行うなどがあります。

セクハラ・パワハラ・メンタルヘルスのことなら合同労務『こころのほっとステーション』へ

#### ◆勤務時間外等の感染対策

政府は4人以上の会食を行わないよう呼びかけていますが、就業時間後の飲み会などでの集団感染が発生しています。改めて一人ひとりが感染予防の行動をとるよう全員に周知し、コロナ第4波を乗り切るための感染対策を徹底して行いましょう。

### 助成金情報

#### ◆不妊治療と仕事の両立のための助成金

近年の晩婚化などを背景に不妊治療を受ける夫婦が増加しており、働きながら不妊治療を受ける方は精神面での負担が大きいため、仕事と不妊治療との両立が難しい現状があげられています。ここでは、不妊治療に取り組む従業員を支援する中小事業主を対象とした助成金（厚生労働省）をご紹介します。

#### 【両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）】

不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度（※）について、利用しやすい環境整備に取り組み、不妊治療を行う従業員に休暇制度・両立支援制度を利用させた中小企業事業主に支給。

- （※）①不妊治療のための休暇制度（特定目的・多目的とも可）、②所定外労働制限制度、③時差出勤制度、④短時間勤務制度、⑤フレックスタイム制、⑥テレワーク

#### A：環境整備、休暇の取得等

- ・不妊治療と仕事の両立について労働者の相談に対応し、両立を支援する「両立支援担当者」を選任するとともに不妊治療と仕事の両立のための社内ニーズの把握、利用可能な制度の周知を行うこと
- ・両立支援担当者が不妊治療を受ける労働者の相談に応じ、「不妊治療支援プラン」を策定し、プランに基づき休暇制度・両立支援制度を合計5日（回）以上労働者に取得又は利用させたこと

◆支給額：1中小企業事業主 28.5万円 <生産性要件を満たした場合は36万円>

#### B：長期休暇の加算

- ・休暇制度を20日以上連続して取得させ、原職に復帰させ3ヶ月以上継続勤務させた場合

◆支給額：1人当たり 28.5万円 <生産性要件を満たした場合は36万円>

※1年度に5人まで

◎2021年度の両立支援等助成金の概要

📄 <https://www.mhlw.go.jp/content/000754580.pdf>

#### 【働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）】

不妊治療のための休暇を新たに導入したい場合に活用できる助成金で、不妊治療等のために利用できる特別休暇制度（多目的・特定目的とも可）を導入した中小企業事業主に支給。

◆支給額：外部専門家によるコンサルティングや就業規則等の作成・変更などの休暇制度の導入に関する経費の3/4（一定の要件を満たした場合は4/5。上限50万円）

◎働き方改革推進支援助成金～労働時間短縮・年休促進支援コース

📄 <https://www.mhlw.go.jp/content/000617977.pdf>